

| 改 正 後 | 現 行 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">農業競争力強化農地整備事業実施要領</p> <p style="text-align: right;">制定 平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号 平成 30 年 3 月 30 日付け 29 生畜第 1500 号 最終改正 <u>令和 2 年 3 月 31 日付け元農振第 3553 号</u> <u>令和 2 年 3 月 31 日付け元生畜第 2047 号</u></p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 事業の内容 1～5 [略] [削る]</p> <p>第 3～第 5 [略]</p> <p>第 6 <u>発電施設における固定価格買取制度との調整等</u> <ol style="list-style-type: none"> 1 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年 4 月 1 日付け 26 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付するものとする。 2 本事業により設置する太陽光発電施設は、災害等による停電時においても、<u>農業水利施設等の操作や点検、監視等が行えるよう、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。ただし、令和 2 年 11 月末日までに要綱第 7 に規定する事業の申請等を行い、その後採択通知を受けて整備するものについてはこの限りではない。</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>停電時にも農業水利施設等の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等に直接供給できる機能を有すること。</u> </p> | <p style="text-align: center;">農業競争力強化農地整備事業実施要領</p> <p style="text-align: right;">制定 平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号 平成 30 年 3 月 30 日付け 29 生畜第 1500 号 最終改正 <u>平成 31 年 3 月 29 日付け 30 農振第 3242 号</u> <u>平成 31 年 3 月 29 日付け 30 生畜第 1691 号</u></p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 事業の内容 1～5 [略] <u>6 要綱第 2 の 6 の低コスト農地整備推進実証事業（以下「低コスト農地整備推進実証事業」という。）に係る運用は、別紙 6 によるものとする。</u></p> <p>第 3～第 5 [略]</p> <p>第 6 固定価格買取制度と調整 本事業により小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設を設置し、都道府県、市町村、土地改良区及び土地改良区連合が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、発電開始後、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成 26 年 4 月 1 日付け 26 農振第 2313 号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付するものとする。</p> |

| | |
|---|--------------------------|
| <p><u>(2) 農業水利施設等の管理所における所要電力を賄うため、発電電力を管理所内の電気設備に直接供給できる機能を有すること。</u></p> <p>（様式 1）～（様式 4） [略]</p> | <p>（様式 1）～（様式 4） [略]</p> |
|---|--------------------------|

| 改 正 後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>別紙 1－1（農地整備事業に係る運用）</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 定義</p> <p>本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 人・農地プラン（<u>人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱</u>（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第 2 に定める人・農地プラン（人・農地要綱の <u>人・農地問題解決加速化支援事業</u> を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。）、<u>実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号経営局長通知。以下「実質化人・農地プラン通知」という。）2 の（1）に定める実質化された人・農地プラン（<u>実質化人・農地プラン通知 3</u> により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、<u>実質化人・農地プラン通知 4</u> により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）をいう。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 経営第 2262 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）に位置づけられていること。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>第 3～第 11 [略]</p> <p>別記 [略]</p> | <p>別紙 1－1（農地整備事業に係る運用）</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 定義</p> <p>本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 担い手 次に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体をいう。なお、それぞれの地域の実情を勘案（市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に規定する基本構想をいう。以下同じ。）における営農類型ごとの農業経営の指標等を勘案することをいう。）できるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 人・農地プラン（<u>人・農地問題解決推進事業実施要綱</u>（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知。「人・農地要綱」という。）第 2 の 1 に定める人・農地プラン（人・農地要綱 <u>別記 1 の人・農地プラン事業</u> を利用せずに同要綱 <u>別記 1</u> に準じて作成したものを含む。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 経営第 2262 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）に位置づけられていること。</p> <p>(6) [略]</p> <p>第 3～第 11 [略]</p> <p>別記 [略]</p> |

| 改 正 後 | 現 行 |
|---|---|
| <p>別紙 1－2（農地整備事業に係る取り扱い）</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 事業の内容 [略]</p> <p>1 経営体育成型 (1) [略] (2) 区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が 30 アール（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域（同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成 16 年度までの間に限り、同法附則第 5 条第 1 項に規定する特定市町村（同法附則第 6 条又は第 7 条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む。）を含む。）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく指定地域、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村 <u>及び</u> 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域）において行うものにあつては、20 アール）以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね 2／3 以上であること。 ただし、自然的、経済的条件等を勘案してやむを得ないと認められる区域（次のいずれかに該当する区域）については、その区域の面積を区画整理事業を行う面積から除外して計算することができる。 ア～エ [略] (3)・(4) [略]</p> <p>2 中山間地域型 (1) [略] (2) [略] ア～キ [略] <u>ク 棚田地域振興法（令和元年法律第 42 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された指定棚田地域</u> <u>ケ アからクまでに準じる地域であつて地方農政局長等が特に必要と</u></p> | <p>別紙 1－2（農地整備事業に係る取り扱い）</p> <p>第 1 [略]</p> <p>第 2 事業の内容 [略]</p> <p>1 経営体育成型 (1) [略] (2) 区画整理事業によって形成されるほ場のうち原則としてその区画の面積が 30 アール（過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 2 条第 1 項に規定する過疎地域（同法第 33 条第 1 項又は第 2 項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成 16 年度までの間に限り、同法附則第 5 条第 1 項に規定する特定市町村（同法附則第 6 条又は第 7 条の規定により特定市町村とみなされる区域を含む。）を含む。）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく指定地域 <u>及び</u> 山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき指定された振興山村）において行うものにあつては、20 アール）以上であるものの面積の合計が当該区画整理事業を行う面積のおおむね 2／3 以上であること。</p> <p>ただし、自然的、経済的条件等を勘案してやむを得ないと認められる区域（次のいずれかに該当する区域）については、その区域の面積を区画整理事業を行う面積から除外して計算することができる。 ア～エ [略] (3)・(4) [略]</p> <p>2 中山間地域型 (1) [略] (2) [略] ア～キ [略] <u>ク アからキまでに準じる地域であつて地方農政局長等が特に必要と</u></p> |

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 農振第 3242 号）別紙 1 - 2 一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

| | |
|---|---|
| <p>認める地域 3・4 [略]</p> <p>第3～第9 [略]</p> <p>別記様式第1号～別記様式第19号 [略]</p> | <p>認める地域 3・4 [略]</p> <p>第3～第9 [略]</p> <p>別記様式第1号～別記様式第19号 [略]</p> |
|---|---|

| 改 正 後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>別紙3（草地畜産基盤整備事業に係る運用）</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 用語の定義 草地畜産基盤整備事業（この別紙において「本事業」という。）において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、受益草地等、中山間地域、農地所有適格法人に準じる法人、構成員、家畜飼養頭羽数、気象的条件の厳しい地域、耕作放棄地、耕作放棄地率、耕作放棄地活用率及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 中山間地域 第4の1の表の中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域とする。 （1）次に掲げる要件の全てを満たす市町村の区域であること。 ア 次に掲げる要件のいずれかに該当する市町村 （ア）～（オ） [略] <u>（カ） 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域</u> <u>（キ）（ア）から（カ）までの地域に準ずる地域であって地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。この別紙において「地方農政局長等」という。）が特に必要と認める地域</u></p> <p>9～16 [略]</p> <p>第3～第10 [略]</p> <p>第11 補足 1・2 [略] [削る] <u>3～6 [略]</u></p> <p>第12 [略]</p> | <p>別紙3（草地畜産基盤整備事業に係る運用）</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 用語の定義 草地畜産基盤整備事業（この別紙において「本事業」という。）において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、受益草地等、中山間地域、農地所有適格法人に準じる法人、構成員、家畜飼養頭羽数、気象的条件の厳しい地域、耕作放棄地、耕作放棄地率、耕作放棄地活用率及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 中山間地域 第4の1の表の中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域とする。 （1）次に掲げる要件の全てを満たす市町村の区域であること。 ア 次に掲げる要件のいずれかに該当する市町村 （ア）～（オ） [略] <u>（カ）（ア）から（オ）までの地域に準ずる地域であつて地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して生産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。この別紙において「地方農政局長等」という。）が特に必要と認める地域</u></p> <p>9～16 [略]</p> <p>第3～第10 [略]</p> <p>第11 補足 1・2 [略] <u>3 配合飼料価格安定対策 [略]</u> <u>4～7 [略]</u></p> <p>第12 [略]</p> |

| 改 正 後 | 現 行 |
|--|---|
| <p>別紙 5（農業基盤整備促進事業に係る運用）</p> <p>第 1～第 8 [略]</p> <p>第 9 助成</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 定額助成について</p> <p>(1) 1の(2)の助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、助成単価は、別表 2 に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の 2 分の 1 程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 事業完了時まで中心経営体（人・農地プラン（<u>人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱</u>（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第 2 に定める人・農地プラン（人・農地要綱の <u>人・農地問題解決加速化支援事業</u> を利用せずに同要綱に準じて作成したものを含む。）<u>、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号経営局長通知。以下「実質化人・農地プラン通知」という。）2 の（1）に定める実質化された人・農地プラン（実質化人・農地プラン通知 3 により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン、実質化人・農地プラン通知 4 により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）をいう。）及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 経営第 2262 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に定める経営再開マスタープランをいう。）において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。以下同じ。）に集約化されている受益地又は集約化することが確実と見込まれる受益地にあつては、次に掲げるものとする。（施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価）</u></p> <p>(ア)～(キ) [略]</p> <p>(2)～(10) [略]</p> | <p>別紙 5（農業基盤整備促進事業に係る運用）</p> <p>第 1～第 8 [略]</p> <p>第 9 助成</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 定額助成について</p> <p>(1) 1の(2)の助成単価とは、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。なお、助成単価は、別表 2 に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の 2 分の 1 程度としているため、事業実施主体は、農業者施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 事業完了時まで中心経営体（人・農地プラン（<u>人・農地問題解決推進事業実施要綱</u>（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。）第 2 の 1 に定める人・農地プラン（人・農地要綱別記 1 の <u>人・農地プラン作成事業</u> を利用せずに同要綱 別記 1 に準じて作成したものを含む。）<u>及び地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（平成 23 年 11 月 21 日付け 23 経営第 2262 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に定める経営再開マスタープランをいう。）</u>において地域の中心となる経営体に位置付けられているものをいう。以下同じ。）に集約化されている受益地又は集約化することが確実と見込まれる受益地にあつては、次に掲げるものとする。（施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【 】内に定める単価）</p> <p>(ア)～(キ) [略]</p> <p>(2)～(10) [略]</p> |

| | |
|----------|----------|
| 第 10 [略] | 第 10 [略] |
|----------|----------|

| 改 正 後 | 現 行 |
|-------|---|
| [削る] | <u>別紙6（低コスト農地整備推進実証事業に係る運用）</u> <u>第1～第8 [略]</u> |

附 則

1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

2 別紙1-1の第3の2の耕作放棄地型については、令和2年度以降の新規採択を行わないものとする。なお、令和元年度以前に採択され、令和2年度以降も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。